

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年10月17日 13時00分ごろ
発生場所	新潟県柏崎市柏崎港北西方沖 柏崎港西防波堤灯台から真方位311° 2,300m付近 (概位 北緯37° 23.8′ 東経138° 31.4′)
事故の概要	遊漁船 ^{アシストクラブ} <i>Assist Club</i> 金進丸は、東進中、また、プレジャーボート ^{りゅうおう} 琉旺丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年10月19日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 <i>Assist Club</i> 金進丸、5.1トン 293-34466新潟、個人所有 B プレジャーボート 琉旺丸、0.3トン 220-15077新潟、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 船首部に破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、釣り場を移動する目的で約12ノットの対地速力として手動操舵により東進した。 船長Aは、釣り場まで約500mとなった頃に操舵室から船首方を見たところ、前方に他船を見掛けなかったため他船がないものと思った。 A船は、釣り場に近づいたので減速し、船長Aが、魚群探知機及びGPSプロッターの映像を見ていたところ、危ないという釣り客の声が聞こえたので、すぐに機関を後進にかけたものの、B船と衝突した。 船長Aは、本事故当時、B船を視認できなかったのは、A船の進行方向に見えていた柏崎市内の建物にB船が紛れてしまったからではないかと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、柏崎港北西方沖において、船首を西南西に向け、機関を中立運転として漂泊し、流し釣りをしていた。

	<p>船長Bは、船尾部で釣りざおを出し、船尾方を向いていたとき、後方から大きな音が近づいてくるように感じたので振り返ったところ、至近に接近するA船の船首部を認め、機関を使って移動しようとしたものの間に合わないと思い、海に飛び込んだ。</p> <p>船長Bは、A船に救助された。</p> <p>B船は、A船にえい航されて柏崎港に帰港した。</p> <p>船長Bは、本事故当時、B船が5分ないし10分流された後、釣りを始めた場所に戻る際に周囲の見張りを目視で行うことを繰り返していた。</p>
分析	<p>A船は、柏崎港北西方沖を東進中、船長Aが、船首方の見張りを適切に行わずに他船がないものと思っていたことから、前路で漂流中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、柏崎港北西方沖で漂流中、船長Bが、釣りを行っていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、柏崎港北西方沖において、A船が東進中、B船が漂流中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、レーダーを有効利用するなどして常時適切な見張りを行うこと。 ・漂流中であっても、定期的に周囲を確認し、接近する他船の早期発見に努めること。